

＜ 勧 誘 方 針 ＞

■ 保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

- ・ 保険業法、保険法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。
- ・ お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実にを行い、適正な保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努めます。
- ・ 未成年を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

■ お客さまの保険商品に関する知識・経験、契約目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

- ・ ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った適切な最大限配慮した商品設計、販売、勧誘活動に努めます。
- ・ また、お客さまのご経験、ご契約目的、資力状況等を勘案し十分把握したうえで、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。
- ・ ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。

■ お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・ わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。
- ・ 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
- ・ お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
- ・ 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

■ お客さまのご意見等の収集に努め現状を把握し、また、お客さまにご信頼ご満足いただけるよう努めます。

- ・ お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
- ・ 保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
- ・ 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
- ・ お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】 静岡県医師協同組合

【電話番号】 054-246-0001

【受付時間】 月～金 9:00～17:00 ※ 土日祝日および12/29～1/3を除く